

第4回 政策評価の手法と方式

1. 「評価」とは何か

「評価」とはきわめて単純に言えば、情報 data を集め、分析・比較して intelligence に加工すること。評価「方式」を決めると、その方式に合う評価方法が見つけれられる(84 ページの表3-1を参照)。

2. 政策評価の方式と方法

(1) 評価対象の選定

①「行政を実施するに当たって、一定の行政の価値観を持ち、その方向性の実現に向けてなされる裁量的判断」。裁量の余地がないと政策評価の対象から除外。評価結果で問題が判明した結果中止廃止できるものは政策評価の対象になるが、止めることができないものは政策評価の対象にはならず、効率化・経費削減をねらう行政評価の対象にする。

②行政立法、行政行為(措置)、行政計画策定、行政契約、行政指導と呼ばれるもの、あるいは民間に対する助成・誘導と呼ばれるもの。助成の具体事例は補助金等の交付、支給金等の給付、府省から地方自治体に対する助成・誘導、普及啓発活動。

③一般的に方針、方策、対策、要項、要領、指針などで、具体的には「□□(ゴールド)プラン」、「○○改革プログラム」、「△△基本計画」、「××5カ年計画」、「??基本方針」、「◎◎対策要綱」。「政策=計画」。

④政策評価の対象外。行政機関内部の内部管理事務(人事、会計、文書管理、庶務など組織体を維持するために必要になる経常的な内部事務は政策ではない)、職員の国内と国外の配置の比率を、現在の2対1から1対2に改めるというような方針、予算を全体で10%圧縮する、各種手当てを見直す、団塊の世代退職後の人員補充はしない方針、独立行政法人の業務実績も独立行政法人自体が政府から独立した法人格をもつ機関なので政策を評価するのではない。ただし、主務大臣が独立行政法人に対して設定する中期目標は、政策評価の対象に含まれると解釈されている。

(2) 評価方法

① 設問の設定:(問いかけ)

評価対象(政策・施策・事業・制度)、評価テーマ(たとえば下水道設備・空港整備・職業能力開発・高齢者介護サービス・政府開発援助・海岸保全施設整備など)のそれぞれについて、どのような課題があるのか。この課題を考える場合にいかなる評価観点(必要性・効率性・有効性・公平性・優先性)が有効であるのか。この設定の際に必要な情報とは、それぞれの評価対象やテーマの課題を考えるために、誰が、どのような情報を、いつのタイミングで求めているのか、どの程度の精度で良いのかということを考えて作成され。

②評価項目、評価指標の設定: 評価項目とは「事業継続を主張する根拠に使っている費用対効果の妥当性が説明できるか」、「必要性を主張しているが『行政関与の在り方に関する基準』に照らして必要性が証明できるか」という話。前者の検証には費用対効果分析が用いられ、後者は閣議決定された必要性を証明する六つの基準への適合性を証明しなければならない。

「行政の関与のあり方に関する基準」1996年12月、行政改革委員会→閣議決定、①公共財的性格を持つ財・サービスを提供する場合、②外部性が存在する場合(市場取引が存在せず価格付けができない、

③市場の不完全性(情報の偏在による市場の失敗)、④市場参加者が大きな独占力を持つ場合、⑤自然(地域)独占が見られる場合、⑥公平の確保が求められる場合。

評価指標については、たとえば費用便益比(総便益/総費用)、費用対効果(物理的効果量/総費用)の関連で出され、また社会ニーズを示す指標の場合、施設整備率、整備水準の比較、水質汚染、コスト、時間、走行距離などが考えられる。

③情報データの収集方法、分析方法の決定: データを収集する時にはどのような単位(都道府県、全国調

査)、時間枠(教育・青少年犯罪・景気)なのかをあらかじめ評価目的に照らして決めておく必要がある。また、既存のデータ(犯罪統計)が使えるか、データが存在しなければ新たに作成する余裕(時間と金銭)があるか、データ収集に要する負担を誰が持つのかを考えなければならない。具体的に、

- i. 政策実施のよって発生する効果や便益、費用を計測し、分析する手法。費用便益分析、およびこれに関連した消費者余剰計測法、代替法、ヘドニック法、CVM(仮想市場評価)法、トラベル・コスト法。費用対効果分析やコスト分析。
- ii. 政策を実施した場合と実施しない場合の比較により、政策の効果を把握する方法、あるいはデータの収集・統計的分析に関する方法。対照実験法(実験計画法)、疑似実験法(準実験計画法)、クロスセクション法、時系列分析、パネル分析、統計解析法。
- iii. その他の簡便な方法。ベンチマーキング、ベストプラクティスを設定して比較対照する方法、ピア・レビュー、ケーススタディ(観察やインタビュー・資料調査による事例研究)、目標達成状況の指標化とその測定(例:米国の‘Government Performance and Results Act:1993’および英国の‘Comprehensive Spending Review’ ‘Public Service Agreements’、政府開発援助(ODA)評価の分野で活用されているロジカル・フレーム・ワーク(Project Design Matrix)。

④評価結果の報告:「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第10条1項に記述されている7項目。政策評価の対象とした政策、政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項、政策評価の結果。

(3) 評価可能性

以上の(1)と(2)にあるような手順を経て政策評価制度を設計すること、そして想定する政策がこれらの手順に合致するかどうかを事前に審査する「評価可能性の事前審査(evaluatability assessment)」。

3. 検討案に対する各省庁の反応—テキスト 78~83 ページ

- | | | | |
|----------------------|-------------------|----------|---------|
| a. 政策評価の基本的な在り方について: | b. 政策評価の方式: | | |
| c. 政策体系: | d. 仮称・事業評価について: | | |
| e. 仮称・施策業績評価に対して: | f. 仮称・政策体系評価について: | | |
| g. 規制: | h. 予算とのリンク: | i. 補助事業: | j. その他: |

4. 公式のガイドライン—テキスト 83~87 ページ。

- (1)政策評価の3方式(モデルが3つ)
- (2)ガイドラインの性格と各府省の対応
- (3)評価時期

5. その他の「政策評価」—男女共同参画局の「影響調査」

6. 政策評価の理論的再検討

- (1)政策手段の問題点
- (2)定性評価と定量評価の問題
- (3)業績測定(実績評価)とプログラム評価(評価研究)

まとめ

評価方法の洗練も重要な課題であるが、その分別ある使い分け、評価にかかるエネルギーの合理的な省エネを考えなければ評価制度は破綻する。